

## 大阪市建築基準法施行細則の一部改正によるエレベーターの届出をする範囲の変更について

- ・現行では、建築基準法（以下「法」という。）第6条第1項第4号に掲げる建築物に昇降機を設ける場合、建築確認等は不要。（法第87条の4適用外）
- ・今般の法第6条第1項の改正により、改正前の第4号に掲げる建築物のうち、改正後の第2号に移るものに昇降機を設ける場合には、新たに建築確認等の手続きが必要となるが、国は、一定の要件を満たすエレベーターについては建築確認等の適用を除外（※）した。
- ・これにより、法で建築確認等が不要となったエレベーターについて、本市細則において届出対象とする旨の規定を設ける。

※籠が住戸内のみを昇降するエレベーター、法第6条第1項第2号に掲げる建築物（階数が3以上であるもの、延べ面積が500m<sup>2</sup>を超えるもの及び高さが16mを超えるものを除く。）に設けるエレベーター。

